

一般社団法人和歌山県バス協会 定款

一般社団法人 和歌山県バス協会定款

変更登記 令和8年6月変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県バス協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展を図り、利用者に対する輸送サービスの改善を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バス事業の調査研究及び知識の普及に関する事業
- (2) 輸送の安全・環境に係る普及啓発に関する事業
- (3) バス輸送改善の推進に関する事業
- (4) バス事業に関する広報業務
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、和歌山県において行うものとする。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 本協会は、和歌山県下においてバス事業を経営し、本協会の事業に賛同する者であって、次条の規定により本協会の会員となった次の者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 著しく会費等を滞納したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（権利の喪失）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する一切の権利を失い、既に納入した会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（招集通知）

第16条 会長は、総会の日2週間前までに、会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときはその事項
- (3) その他法令で定められた事項

（議長）

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使又は書面による議決権の行使）

第20条 総会に出席できない会員は、他の出席した会員を代理人としてその議決権を行使し、又はあらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

（決議及び報告の省略）

第21条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の総数及び出席会員数並びに議決権数
- (3) 議事の項目
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 出席した理事、監事、議長及び議事録作成者の氏名
- (6) その他法令で定められた事項

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 前項の議事録は、10年間事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 役員

（役員の設置）

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問）

第30条 本協会に、顧問を2名以内置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

4 顧問の報酬は、無償とする。

（役員の責任の免除）

第31条 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

（構成）

第32条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

（決議）

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 前項の議事録は、10年間事務所に備え置かなければならない。

第7章 専門委員会

（専門委員会）

第38条 本協会に、専門委員会を置く。

専門委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

（委員会の種別その他）

第39条 専門委員会の種別、構成その他については理事会の決議により、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（資産の構成及び管理）

第40条 本協会の資産は、会費及び地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という。）並びにその他の収入から成るものとする。

2 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により、会長が別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第41条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書及び収支予算書の変更について準用する。

この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第47条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第12章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は井上慎二とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. 令和8年3月4日一部改正